

水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の木造戸建て住宅の性能向上改修等をする者に対して補助金を交付することにより、その実施を促進し、もって地震に強い安全・安心なまちづくり及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁構法（ツーバイフォー工法をいう。）による2階建て以下の木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものうち、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満であるものを含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 性能向上改修等 次に掲げる工事をいう。
 - ア 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事
 - イ 省エネ改修工事 開口部や躯体等の断熱化工事及び設備の効率化により省エネ性能の向上を図るために改修する工事
 - ウ 建替え等に伴う除却工事 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保し、住替前の木造戸建て住宅を除却する工事
- (4) 代替住宅 建替え等に伴う除却工事を行う場合の移転先となる住宅

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、町長が特別の事情があると認めた者については、この限りでない。

- (1) 次条に掲げる補助対象住宅の所有者又は相続人
- (2) 本町の町税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- (4) 補助金の交付決定前に、性能向上改修等の契約や工事着手を行っていない者
- (5) 世帯全員がこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(6) 性能向上改修等に際し、国、県、町その他の団体の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 町内に存在すること。

(2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したものであること（昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。）。

(3) 耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が1.0未満であるもの（次条第1項第2号の場合においては、令和6年1月30日国住市第40号により示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、倒壊の危険性があると判断したものを含む。）

(4) 耐震改修工事及び省エネ改修工事において、現に居住者がいること又は工事後に居住する予定者がいること。

(5) 建替え等に伴う除却工事は、申請を行う日において、除却する木造戸建て住宅に補助対象者が居住していること。

(6) 性能向上改修等により建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

(補助対象事業等)

第5条 補助対象事業は、次の各号に定めるものとする。

(1) 耐震改修工事及び省エネ改修工事を行う事業

(2) 建替え等に伴う除却工事を行う事業

2 前項第1号において、耐震改修工事及び省エネ改修工事を併せて行う必要がないものは、耐震改修工事のみを申請することができる。

3 補助対象事業に関する補助金の額等は、別表第1に定めるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に定める関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金を交付するかどうかを決定し、申請者に対し水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

第8条 この補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について町長と協議し、承認を得なければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額の変更

を伴うときは、必要に応じて水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の変更申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金を交付するかどうかを決定し、申請者に対し水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（検査等）

第9条 町長は、必要と認める場合においては、性能向上改修等の工程を指定し、検査を実施することができる。

- 2 町長は、前項の検査の結果、当該性能向上改修等が適切に行われていないと認める場合には、当該性能向上改修等が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金実績報告書（様式第5号）に別表第3に定める関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その成果が補助金の交付決定の内容と相違ないと認めた場合は、交付すべき補助金の額を決定し、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第9条第2項の規定による指導に従わないとき。
- (4) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第11条の補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、水巻町木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第9号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助金の額	補助率	限度額
耐震改修工事及び省 エネ改修工事を行う 事業	【耐震改修工事費】 耐震改修工事に要する費用に補助率 を掛けた額とし、限度額を上限とし たもの。	50/100	900千円
	【省エネ改修工事費】 省エネ改修工事に要する費用に補助 率を掛けた額とし、限度額を上限と したもの。	25/100	200千円
建替え等に伴う除却 工事を行う事業	【建替え等に伴う除却工事費】 下記①、②の低い額に補助率を掛け た額とし、限度額を上限としたもの。 ①建替え等に伴う除却工事に要する 費用 ②補助対象住宅の耐震改修工事に要 する費用(延床面積(m ²) × 34,100円)	50/100	900千円

補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第6条関係）

交付申請書に添付すべき書類	
共通	<p>(1) 補助対象住宅の登記事項証明書の写しその他当該補助対象住宅の所有者等を証明できるもの</p> <p>(2) 建築完了検査における検査済証の写し又は補助対象住宅の建築年月日等を明らかにする書類</p> <p>(3) 耐震診断結果報告書（建替え等に伴う除却工事の場合 は、旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票を代用可能）</p> <p>(4) 町税の滞納がないことがわかる書類（申請日前30日以内に交付を受けたもの）</p>
必要に応じて添付すべき書類	<p>(5) 被相続人との関係がわかる戸籍の写し（補助対象住宅の相続人が申請する場合）</p> <p>(6) その他町長が必要と認める書類</p>
耐震改修工事	<p>(1) 耐震補強計画書</p> <p>(2) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し</p>
省エネ改修工事	<p>(1) 省エネ改修工事に要する費用の見積書の写し</p> <p>(2) 省エネ改修工事の内容が確認できる資料</p>
建替え等に伴う除却工事	<p>(1) 建替え等に伴う除却工事に要する費用の見積書の写し</p> <p>(2) 第6条の申請を行う日において、除却する木造戸建て住宅に補助対象者が居住していることが分かるもの既存の代替住宅に転居を行う場合</p> <p>(1) 代替住宅の地震に対する安全性が証明できるもの</p>

別表第3（第10条関係）

完了報告に添付すべき書類	
共通	(1) 申請工事に係る請負契約書の写し (2) 申請工事に関する必要経費の支払うことを証する請求書 の写し及び領収書の写し (3) 利用者アンケート
耐震改修工事	(1) 耐震補強後の耐震診断報告書（申請時より変更がない場合は省略可能とする。） (2) 耐震補強の施工前、施工中、施工後がわかる写真
省エネ改修工事	(1) 省エネ改修工事の施工前、施工中、施工後がわかる写真
建替え等に伴う除却工事	(1) 建替え等に伴う除却工事の施工前、施工後がわかる写真 既存の代替住宅に転居を行う場合 (1) 代替住宅に転居したことが分かる住民票の写し又は賃貸 契約書の写し 新築する代替住宅に転居を行う予定の場合 (1) 代替住宅の新築工事の請負契約書の写し